

公 示 送 達 書

令和8年7月13日付けで発付した以下の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当市役所課税課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年9月10日

[illegible]